

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

大 阪 市

入札・契約制度の改正について

大阪市は、これまで入札・契約の公正性、透明性、競争性の向上を図るために、さまざまな改正に取り組んできました。

今般、平成 18 年 6 月から実施する入札・契約制度の改善に伴い、財政局契約監理部における取扱いについて、以下のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1 事後審査型制限付一般競争入札の実施について

平成 18 年 6 月から事後審査型制限付一般競争入札を実施することに伴い、以下の事項を定めました。

(1) 対象範囲

工事請負契約について、これまでの公募型指名競争入札の対象範囲のうち、電子入札システムにより行う案件（紙入札との併用を認める案件を除く）から、事後審査型制限付一般競争入札を導入します。対象範囲は次の表 1 のとおりです。

今後、公募型指名競争入札及び電子入札の対象範囲の拡大に伴って、事後審査型制限付一般競争入札の適用範囲を拡大し、平成 20 年度中には、原則として全件に適用する予定です。

なお、談合の疑いがある場合など、公正性・競争性等の観点から必要と認める場合は、上記と異なる取扱いができるものとします。ただし、その場合は大阪市入札等監視委員会へ報告するものとします。

(表1)

事後審査型制限付一般競争入札の対象範囲

	平成18年6月から	備考
土 木	2億円以上 (A Bランク)	
海上土木	4億円以上 (Aランク)	
建 築	3億円以上 (A Bランク)	
舗 装	8,000万円以上 (A Bランク)	
電 気	1億8,000万円以上 (Aランク)	平成18年10月からは、 8,000万円以上(A Bラン ク)に拡大します。
給排水	1億8,000万円以上 (Aランク)	平成18年10月からは、 8,000万円以上(A Bラン ク)に拡大します。
造 園	3億円以上	
管更生	3億円以上	
その他	3億円以上	

案件により、上記表では対象範囲としていないものについても事後審査型制限付一般競争入札を実施する場合があります。

(2) 公告方法

大阪市電子入札システムにより公告を行います。

(3) 入札参加者名の公表

入札執行後、審査順位が確定した後に公表することとします。

(4) 入札の手続き

別紙「事後審査型制限付一般競争入札の手引」を参考にしてください。

2 公募型指名競争入札の対象範囲の拡大

平成 18 年 6 月から、鋼管工事の全件を公募型指名競争入札により行うこととします。改正後の公募型指名競争入札の適用範囲は、次の表 2 のとおりです。

なお、今後更に対象範囲の拡大を行う場合は、別途その旨を公表します。

(表 2)

公募型指名競争入札の適用範囲

	平成 18 年 6 月から	備 考
海 上 土 木	4 億円未満 (B C D E ランク)	
解 体	全 件	
造 園	3 億円未満	
橋 梁 ・ 鋼 管	3 億円未満	
し ゅ ん せ つ	3 億円未満	
塗 装 ・ 防 水	3 億円未満	
管 更 生	3 億円未満	
フ ェ ン ス	3 億円未満	
そ の 他	2 億円以上 3 億円未満	

案件により、上記表では対象範囲としていないものについても公募型指名競争入札を実施する場合があります。

3 電子入札の適用範囲の拡大

平成 18 年 6 月から、造園工事及び管更生工事における 3 億円以上の案件については、電子入札のみで行うこととします。

また、平成 18 年 10 月から、電気工事及び給排水衛生冷暖房工事における 8,000 万円以上の案件については、電子入札のみで行うこととします。

改正後の電子入札の適用範囲は、次の表 3 のとおりです。

なお、今後更に対象範囲の拡大を行う場合は、別途その旨を公表します。

(表 3)

電子入札の適用範囲

	平成 18 年 6 月から		平成 18 年 10 月から		平成 19 年度		平成 20 年度
	電子入札のみ	電子・紙入札併用	電子入札のみ	電子・紙入札併用	電子入札のみ	電子・紙入札併用	電子入札のみ
土 木	2 億円以上 (A B ランク)	3,000 万円以上 2 億円未満 (C D ランク)	同 左		3,000 万円以上 (A B C D ランク)	3,000 万円未満 (E ランク)	全 件
海上土木	4 億円以上 (A ランク)	4 億円未満 (B C D E ランク)	同 左		全 件	-	全 件
建 築	3 億円以上 (A B ランク)	4,000 万円以上 3 億円未満 (C D ランク)	同 左		4,000 万円以上 (A B C D ランク)	4,000 万円未満 (E ランク)	全 件
解 体	-	-	-		-	全 件	全 件
舗 装	8,000 万円以上 (A B ランク)	4,000 万円以上 8,000 万円未満 (C ランク)	同 左		4,000 万円以上 (A B C ランク)	4,000 万円未満 (D ランク)	全 件
電 気	1 億 8,000 万円以上 (A ランク)	2,000 万円以上 1 億 8000 万円未満 (B C ランク)	8,000 万円以上 (A B ランク)	2,000 万円以上 8,000 万円未満 (C ランク)	2,000 万円以上 (A B C ランク)	2,000 万円未満 (D ランク)	全 件
給排水 衛生冷暖房	1 億 8,000 万円以上 (A ランク)	2,000 万円以上 1 億 8000 万円未満 (B C ランク)	8,000 万円以上 (A B ランク)	2,000 万円以上 8,000 万円未満 (C ランク)	2,000 万円以上 (A B C ランク)	2,000 万円未満 (D ランク)	全 件
造 園	3 億円以上	3 億円未満	同 左		全 件	-	全 件
管更生	3 億円以上	1 億円以上 3 億円未満	同 左		1 億円以上	1 億円未満	全 件
電気通信	3 億円以上	5,000 万円以上 3 億円未満	同 左		5,000 万円以上	5,000 万円未満	全 件
その他	3 億円以上	1 億円以上 3 億円未満	同 左		1 億円以上	1 億円未満	全 件

4 低入札価格調査制度の対象範囲の拡大に伴う措置について

(1) 低入札価格調査制度の対象範囲

- ・ 建築工事 3 億円以上
- ・ 建築工事以外 2 億円以上
- ・ ただし、上記にかかわらず必要があると認められる場合については、低入札価格調査制度を適用することができるものとします。

(2) 低入札価格調査制度適用案件においては、調査基準価格を下回った入札をした者全てに対して、あらかじめ指定する当該入札価格の根拠となる詳細資料（低入札価格根拠資料）を提出するよう求めます。期限を過ぎても低入札価格根拠資料の提出がない場合は、入札を無効とします。

(3) 低入札価格調査の結果、契約を締結した案件については、工事施工監理体制の強化を行います。

5 配置予定技術者の確認について

(1) 財政局契約監理部が行う全ての入札について、配置予定技術者の確認を行います。工事現場に配置する技術者は、配置予定技術者調書に記載のある者とします。期限を過ぎても配置予定技術者調書の提出がない場合は、落札決定を無効とします。

(2) 2,500 万円以上（建築一式工事 5,000 万円以上）の案件は、配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあるかを確認します。あらかじめ指示した確認資料を配置予定技術者調書と同時に提出してください。

6 入札代理人の廃止について

工事請負契約において、これまで例外的に認めてきた入札代理人制度を、平成 18 年 10 月 1 日から廃止します。

以上

平成18年6月から18年9月までの大阪市財政局契約監理部における入札契約制度の概要 (工事請負契約)

(参考)
(平成18年5月)

一般競争入札 (WTO適用)		24.1億																		
事後審査型 制限付 一般競争入札																				
公募型 指名競争入札	2億	4億	3億				3億	3億	3億	3億	3億	3億	3億	3億	3億	3億	3億	3億	3億	3億
指名競争入札				8,000万	1.8億	1.8億				2億	2億		2億							2億
	土木	海上土木	建築	解体			全件	全件	全件			全件						全件	全件	
	01		02		03	04	05	06	07	08	09	10	11	12				管更生	フェンス	その他
	土木		建築		舗装	電気	給排水	造園	橋梁鋼管	しゅんせつ	諸設備	電気通信	塗装防水	たたみ					13	その他

その他の契約制度

- 低入札価格調査制度の対象範囲 2億円 (建築3億円)以上。その他必要があると認められる場合。
- 特定建設業許可を要する範囲 6,000万円 (建築7,000万円)以上
- 落札後に配置予定技術者を確認する範囲 全件
- 配置予定技術者に3ヶ月雇用と専任を要件付けする範囲 2,500万円 (建築一式工事 5,000万円)以上

- 事後審査型制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札については、案件により、上記表では対象範囲としていないものについても実施する場合があります。
- 平成18年5月時点の予定ですので、今後変更の可能性がります。その場合は、随時その旨を公表します。

平成18年10月から19年3月までの大阪市財政局契約監理部における入札契約制度の概要 (工事請負契約)

(参考)
(平成18年5月)

一般競争入札 (WTO適用)	24.1億														
事後審査型 制限付 一般競争入札															
公募型 指名競争入札	2億	4億	3億				3億	3億	3億	3億	3億	3億	3億	3億	3億
指名競争入札				8,000万	8,000万	8,000万				2億	2億		2億		2億
	全件	全件	全件	全件	全件	全件	全件	全件	全件	全件	全件	全件	全件	全件	全件
	土木 01 土木	海上土木	建築 02 建築	解体	03 舗装	04 電気	05 給排水	06 造園	07 橋梁鋼管	08 しゅんせつ	09 諸設備	10 電気通信	11 塗装防水	12 たたみ	管更生 13 フェンス その他

その他の契約制度

- ・低入札価格調査制度の対象範囲 2億円 (建築3億円)以上。その他必要があると認められる場合。
- ・特定建設業許可を要する範囲 6,000万円 (建築7,000万円)以上
- ・落札後に配置予定技術者を確認する範囲 全件
- ・配置予定技術者に3ヶ月雇用と専任を要件付けする範囲 2,500万円 (建築一式工事 5,000万円)以上

- 1 事後審査型制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札については、案件により、上記表では対象範囲としていないものについても実施する場合があります。
- 2 平成18年5月時点の予定ですので、今後変更の可能性がります。その場合は、随時その旨を公表します。